

送付6-19 陳情審査部分抜粋：

令和6年5月24日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 はい。次に、日程2、陳情審査です。

（1）新たに送付された陳情、①送付6-19、請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書の審査に入ります。

陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。オンラインでの提出…。何か資料が不足ですとか、わかりにくい点ございましたらご案内いたします。

資料の分量が多いです。よろしいでしょうか。はい、請願書陳情書、はい、岩佐委員。

○岩佐委員 この陳情をオンラインですということに対して、他の自治体で、オンラインの手続きをどのような状況でやっているのかというのは、何か資料とか出していただくことは可能でしょうか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。はい、次長。

○石綿次長 ただ今のご質問でございますが、他の自治体で調査を、この4月の時点で実施しているまとめが手元でございます。こちらでご案内させていただきますと、調査対象は、23区と東京都でございますが、請願・陳情の受付方法といたしまして、現状ですね、オンラインで取り扱いをしている自治体というのは、今の対象では一つもないような状況となっております。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。あらかじめ調べてくださっていたということですので、資料は無しでよいかと思いますが、これについて引き続き何かございますか。はい、岩佐委員。

○岩佐委員 まず本年4月からの、これはオンライン手続きが可能となったと、制度変更だったと。この順序で申し訳ないんですけど、ということは、いままではオンラインでは請求を出すことは、この本年4月で変わったのか、そこのあたりのご説明も併せて、もし、わかる範囲で説明をいただければ。

○石綿次長 只今ご案内のとおり、昨年法改正が行われまして、この4月1日に施行されまして、請願等に関しまして、それ以外のものも含めてでございますが、オンライン化が、これまでは自治法上、書面で出すということが前提になっていたものが変わったというような状況でございます。ここです、様々、請願・陳情以外のものも、オンライン化できることになったものでございますけれども、ここは、私どもの見解となってしましますが、いわゆるデジタル化、オンライン化に代表されるデジタル化の部分と、これが先行して色々検討がなされていたところに、コロナ化に及んだということで、そのデジタル化に拍車がかかってきたかなと、昨今見受けられるような状況かなと思ってございます。先程申しましたように、特に、請願・陳情に関わらず、その他の部分でも、すでに本区も含めて、オンライン化、電子化などは、進んでいる部分は当然進んでいるというような状況でございます。ここにこだわらず、それぞれやれるところをやっている状況かなと、思っている状況でございますが、他区でも、なかなかこの請願・陳情に着手できない部分としましては、やはり国の方はそういいながらも、ここの本人確認の部分というところが、なかなかネックになっているような状況もございまして、こういったところで、電子署名と、そうゆうところで本人確認を求めているようなところもあつたりするものですから、引き続き、ここに関しては、様々検討、調査していく部分が必要なのかなと思ってござい

送付6-19 陳情審査部分抜粋：

令和6年5月24日 議会運営委員会（未定稿）

ます。

○小野委員長 はい。その他いかがでしょうか。はい、牛尾委員。

○牛尾委員 請願の場合は、会議規則等の変更も必要になってくるかと思うのですが、その辺の手続きはどうなっているんですか。

○石綿次長 このあたりもですね、調査、研究等を踏まえながら、必要な改正を行っていくことになるのかなと思ってございますが、繰り返しになりますが、まずは根本的なところでどうするかというところに関しては、今のところまだ私どもも調査が進んでいないという状況でございます。

○小野委員長 他はいかがでしょうか。はい。今のところ23区調べてもらってやっているところはないというところで、今後そういう可能性も視野に入れる必要があるかもしれないですけども、これでご意見特にないということでしたら、本件陳情の取り扱いについては、いかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。継続というご意見出てますけどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、送付6-19、請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書につきましては、継続審査とさせていただきます。